

『著作権関係法令・条約集（令和四年版）』の誤植について

2021年12月に発行しました『著作権関係法令・条約集（令和四年版）』に、以下の誤りがございました。お詫びして、訂正いたします。

公益社団法人著作権情報センター

正誤表

正	誤
<p>68 ページ</p> <p>(補償金等の供託)</p> <p>第七十四条 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。</p> <p>一 <u>補償金の供託をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。</u></p> <p>二 <u>著作権者が補償金を受領することができないとき。</u></p> <p>三 <u>その者が著作権者を確知することができないとき（その者に過失があるときを除く。）。</u></p> <p>四 <u>その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起したとき。</u></p> <p>五 <u>当該著作権を目的とする質権が設定されているとき（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）。</u></p> <p>2 前項第四号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（平十五法八五・1項柱書一部改正、平二一法五三・見出し3項一部改正、平二九法四五・1項一号全改二号追加旧二号以下繰下三号全改四号五号2項一部改正、平三〇法三〇・3項一部改正、平三〇法三九・1項一部改正）</p>	<p>68 ページ</p> <p>(補償金等の供託)</p> <p>第七十四条 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。</p> <p>一 <u>著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合</u></p> <p>(追加)</p> <p>二 <u>その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合</u></p> <p>三 <u>その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合</u></p> <p>四 <u>当該著作権を目的とする質権が設定されている場合（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）</u></p> <p>2 前項<u>第三号</u>の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（平十五法八五・1項柱書一部改正、平二一法五三・見出し3項一部改正、平三〇法三〇・3項一部改正、平三〇法三九・1項一部改正）</p>
<p>155 ページ</p> <p>附 則（平成二十九年法律第四十五号）</p> <p>この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。（以下略）〔令和二年四月一日から施行〕</p>	<p>155 ページ</p> <p>(追加)</p>